

白井市自動販売機設置業者募集要領

1. 目的

この要領は、本市管理施設内において、職員及び施設利用者の利便性の向上、災害時における飲料水の確保や市の歳入確保を図るため、飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置予定事業者を募集し、自動販売機設置事業者（以下「設置業者」という。）を選定するために必要な手続きを定めるものです。募集に参加される方は、この募集要領を理解し、次の各事項を承知のうえ、申請してください。

2. 自動販売機設置公募物件

物件番号	設置場所	台数	設置許容面積 (幅 mm×奥行 mm)	備 考
1	市役所本庁舎 1階 所在地：白井市復1123	1台	1790×1930	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	保健福祉センター 1階・ロビー階段下 所在地：白井市復1123	1台	1190×730	飲料自動販売機 (※2、※3)
	富士センター（学習等供用施設） 1階・図書室横 所在地：白井市富士239-2	1台	1180×750	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2)
	西白井複合センター 1階 所在地：白井市清水口1-2-1	1台	1180×930	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2)
	白井駅前センター 1階 所在地：白井市堀込1-2-2	1台	1020×900	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2)
	白井コミュニティセンター 1階 所在地：白井市復1458-1	1台	1190×750	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	学校給食センター 2階 所在地：白井市復1422番8	1台	1150×700	飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	西白井コミュニティプラザ 所在地：白井市西白井2丁目16 番地の1	1台	1600×1600	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	合 計	8台		

物件 番号	設置場所	台数	設置許容面積 (幅 mm×奥行 mm)	備 考
2	市役所東庁舎 1階 所在地：白井市復1123	1台	2200×2200	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	文化センター① 1階・エントランス 所在地：白井市復1148-8	1台	1020×850	飲料自動販売機 (※1、※2)
	文化センター② 1階・エントランス 所在地：白井市復1148-8	1台	1200×950	飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	文化センター③ 1階・エントランス 所在地：白井市復1148-8	1台	900×950	飲料自動販売機
	桜台センター 1階・ロビー 所在地：白井市桜台2-14	1台	1020×800	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2)
	福祉センター① 1階・集会室前 所在地：白井市清戸766-1	1台	1800×630	災害時対応型 飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	福祉センター② 2階・ロビー 所在地：白井市清戸766-1	1台	1040×780	飲料自動販売機 (※1、※2、※3)
	合 計	7台		

※1 紙カップ式の自販機設置を認めません。

※2 車いすの方や視覚に障害がある方にも購入が可能な機種としてください。

(上下ボタнтаイプ、点字表記など)

※3 販売品目に水及びスポーツドリンクを必ず含めてください。

(1) 設置場所等については、別添の自動販売機設置箇所図(以下「箇所図」という。)を参照してください。

(2) 上記の設置許容面積は、空容器分別回収ボックスのスペースを含みます。商品補充等の日常管理に支障がないように設置して下さい。箇所図と現地に違いがある場合は、現地に合わせるものとします。

3. 令和3年度の販売実績（令和3年4月1日から令和3年10月31日まで）※1

設置場所	現在の販売品目	実績
市役所本庁舎 1階	缶、ペットボトル	約 3,344 本
市役所東庁舎 1階	缶、ペットボトル	約 4,239 本
保健福祉センター 1階	缶、ペットボトル	約 2,156 本
文化センター① 1階	缶、ペットボトル	約 2,701 本
文化センター② 1階	缶、ペットボトル	約 2,969 本
文化センター③ 1階	紙パック	約 1,193 本
富士センター 1階	缶、ペットボトル	約 1,006 本
西白井複合センター 1階	缶、ペットボトル	約 2,808 本
白井駅前センター 1階	缶、ペットボトル	約 962 本
白井コミュニティセンター 1階	缶、ペットボトル	約 976 本
桜台センター 1階	缶、ペットボトル	約 835 本
福祉センター① 1階	缶、ペットボトル	約 2,024 本
福祉センター② 2階	缶、ペットボトル	約 920 本
学校給食センター	缶、ペットボトル	約 848 本
西白井コミュニティプラザ	缶、ペットボトル	約 688 本
合計		約 27,669 本

※1 実績本数は、販売本数を保証するものではありません。

4. 設置方法

自販機は、地方自治法第238条の4第7項、白井市財務規則第222条第1項第1号に基づく行政財産の目的外使用許可により設置するものです。

行政財産の目的外使用許可とは、行政財産の本来の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することをいい、この関係は、私法上の賃貸関係としてではなく、使用許可という行政処分として公法上の関係となります。

5. 使用許可の期間

使用許可期間については、設置及び撤去に要する期間を含み、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします

それまでの使用状況、苦情への対応、衛生管理等について審査し更新を行っても支障がないと判断した場合は、当初の許可条件を変更しないことを条件に3年間（令和7年3月31日まで）延長することができます(毎年度更新契約の締結)。

延長を希望する場合は、貸付期間満了の4月前までに書面にて提出してください（様式自由）。

6. 使用許可条件

「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売協会）を遵守すると共に、下記の事項についても遵守することとする。

- (1) 飲料物の容器については、缶、ペットボトル又は紙パックを標準とし、ビンについては小型かつ取扱量が少量で危険性が低いと判断される場合には販売を認めるものとする。
- (2) 紙カップ式など周辺へ飛散の恐れがあるものは、対策を講じた商品を用意すること。

- (3) 牛乳等を取扱う場合には、食品衛生法に基づく営業許可を得ること。
- (4) 行政財産目的外使用料（自販機1台当り年額5,670円）及び納付金については、年額分を一括して年度当初に納入すること。1年未満の使用期間に係る使用料は月割りにより算出し、1か月未満の使用期間に係る使用料は1か月として計算する。（白井市使用料条例第3条第4項の規定による）
- (5) 自販機の設置及び撤去等に要した工事費、移動費等の一切の費用は、設置業者の負担とする。
また、自販機の電気使用量に応じ電気使用料金の実費分を負担することとし、当該自販機用の積算電力計（子メーター）においても、設置業者の負担により設置すること。
電気使用料の実費負担額の積算方法は、以下のとおり。
実費負担額＝（設置施設の従量料金÷設置施設の消費電力）×自販機の消費電力
- (6) 飲料容器の種類に応じた空容器分別回収ボックスを設置し、定期的に処分すること。
- (7) 自販機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型など省電力・環境配慮型とすること。
ただし、紙パック式自販機等、当該方式が困難な自販機においては、この限りではない。
- (8) 備考欄「災害時対応型飲料自動販売機」の機種は、災害時に電源が供給されていない状況であっても対応可能なものとする。詳細については、別途「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結し、取り決めるものとする。
- (9) 酒類及びその類似品の販売をしないこと。
- (10) 飲料については下記の価格を標準として販売すること。（標準小売価格を上回らない価格）
定価の20円引き
- (11) 施設使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (12) 使用許可財産の転貸又は使用権の譲渡をしてはならない。
- (13) 使用者の責に帰すべき事由により、使用財産の全部又は一部を滅失若しくは棄損した場合は、原状回復及び損害賠償をすること。
- (14) 使用許可期間が満了した時、又は使用許可を取消された時は速やかに使用許可財産を原状に回復して返還すること。ただし、市長が特に認めた場合は、原状に回復しないことができる。
- (15) 市は、目的外使用許可の取消しによって生じた損失の補償はしない。
- (16) 使用期間内であっても、市において公用若しくは公共用に供するため必要性が生じたとき又は許可条件に違反する行為が認められる時は、直ちに使用許可の取り消しをすることができる。
- (17) その他の事項については、物件1は別添の「自動販売機設置管理契約書（物件1）」、物件2は別添の「自動販売機設置管理契約書（物件2）」のとおり。

7. 維持管理について

- (1) 商品の補充、金銭管理、清掃など自販機の維持管理については設置業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ品が生じないように注意すること。
- (2) 自販機の設置にあたっては、据付面を十分に考慮したうえで、「安全設置」すること。

8. 応募者資格要件

- (1) 自販機を自らが管理・運営する設置業務について、本公告日より過去2年間に市、国（公社、公団、公庫等を含む）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って誠実に履行した実績を有すること。
- (2) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者

- (3) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされていない者。
- (4) 国税の未納がないこと。（新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予の特例の適用が認められた者は除く。）
- (5) 別添契約書中、暴力団排除に関する特約第2条第1項各号に該当しないもの。
- (6) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないこと。

9. 設置予定業者の決定方法等

(1) 選定方法

提出された申請書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とします。

なお、審査の過程において申請書類に軽微な不備等が認められた場合には、期日を定め訂正等を求める場合があります。

選定方法は、選定対象者から提出された納付金提案書の価格が最高価格であった者を設置予定業者とします。最高価格となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会のもと、くじ引きにより決定致します。

(2) 設置予定事業者の公表

設置予定事業者を決定した時は、設置予定事業者に通知するとともに、白井市ホームページに設置予定事業者名及び決定金額を掲載します。

設置予定事業者の決定は、令和4年2月16日（水）を予定しています。

(3) 失格者

「8. 応募資格要件」を満たしていない、申請において重大な不備がある等、必要な資格を満たしていないと判断された者は失格とします。

失格となった理由について説明を求める場合は、通知された日から7日以内に公共施設マネジメント課に書面を持参して申し出てください。理由は説明を求められた日から3日以内に書面で回答します。

10. 申請手続き

受付期間：令和4年1月7日（金）～令和4年1月24日（月）（土日等閉庁日を除く。）

受付時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く）

受付場所：白井市復1123 白井市役所本庁舎3階 公共施設マネジメント課管財班

11. 申請方法

申請者は、事前審査申請書に必要事項を記入、押印のうえ申請受付場所まで直接持参にて提出してください。郵送等による送付、ファックス、電子メールによる受付はいたしません。

12. 提出書類

(1) 事前審査申請書（第1号様式）

(2) 法人の場合：登記事項証明書（履歴事項全部証明書、発行後3カ月以内）

個人の場合：本籍地の市町村長が発行した身分証明書（発行後3カ月以内）

(3) 印鑑登録証明書（発行後3カ月以内）

(4) 国税の納税証明書

法人の場合：直近年度の「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」

個人の場合：直近年度の「所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）」

- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) 納付金提案書（第3号様式、年額を記載し封印する）
- (7) 取扱商品一覧表（第4号様式）
- (8) 自動販売機の設置実績報告書（第5号様式、過去2年間で2件以上）
※市、国（公社、公団、公庫等を含む）又は他の地方公共団体等の実績については、契約書の写し等実績を証明する書面を添付すること。（契約者名、契約期間、事業者名がわかる部分のみ）
- (9) 設置する自動販売機のカタログ等のコピー（寸法・電力消費量等機能が確認できるもの、また当該自動販売機の設置場所「市役所本庁舎」等を見易い位置に明記すること。）
- (10) 会社概要（会社のパンフレット等形式は不問）
- (11) 営業責任者選任届（様式自由、牛乳等食品衛生法に基づく営業許可を要する商品を取扱う場合は添付すること）
- (12) 代理人による契約等に関する申出書（第6号様式、契約等の手続きを営業所等の代理人で行うことを希望する場合は添付すること）

1.3. 申請に当たっての留意事項

申請者に関する情報、申請者数及び設置予定業者以外の納付金提案額等の問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。また、提出された資料については返却いたしません。

1.4. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（第7号様式）に記載し、受付場所まで直接持参にて提出してください。郵送等による送付、ファックス、電子メールによる受付はしません。

受付期間：令和3年12月17日（金）～令和3年12月27日（月）

（土・日、祝祭日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く）

受付場所：白井市復1123 白井市役所3階 総務部公共施設マネジメント課管財班

(2) 回答方法

回答については、本要領を掲載している市のホームページへ、令和4年1月7日（金）までに掲載します。

1.5. 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定業者決定及び目的外使用許可事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、資格確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

1.6. 使用許可申請の手続き

- (1) 設置予定業者に決定した者は、速やかに施設ごとの行政財産使用許可申請書に自販機及び回収ボックスの外寸図及び設置図を添付し、公共施設マネジメント課へ提出してください。公共施設マネジメント課より行政財産目的外使用許可書を交付します。

なお、許可日は、令和4年4月1日付けとなります。

- (2) 行政財産目的外使用許可書の交付に併せて、使用料（自動販売機1台当り年額5,670円）の納入通知書を発行しますので、発行の日から1カ月以内に納入してください。

17. 自動販売機設置管理契約書の締結

- (1) 設置予定業者に決定した者は、設置管理契約を締結しますので、速やかに自動販売機設置管理契約書2部に記名押印し、総務部公共施設マネジメント課管財班へ提出してください。
契約を締結しましたら、1部を返送いたします。(3月～4月の契約となります。)
- (2) 令和4年4月1日以降に納付金提案額について、納入通知書を発行しますので、発行の日から1カ月以内に納入してください。

18. 設置予定業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取消します。

- (1) 事前審査申請書に虚偽の記載があった場合。
- (2) 設置予定者が、応募者資格を失った場合。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断した場合。

19. 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消し及び契約を解除します。

- (1) 使用期間中に、本市において公用若しくは公共用に供するための必要が生じた場合。
- (2) 使用許可の条件に違反する行為が認められた場合。
- (3) 事前審査申請書に虚偽の記載があった場合。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断した場合。

20. 設置予定事業者等の繰上げ

- (1) 設置予定事業者の決定の取消及び使用許可の取消し等があった場合には、本公募において次順位に高額な納付金の提案のあった事業者を繰上げ設置事業者とします。また、次順位の事業者にも契約の解除等があった場合には、その次に高額な納付金の提案のあった事業者を繰上げるものとし、以下同様に納付金の提案金額が高額な者から順次繰上げます。
- (2) 繰上げを辞退する場合には、辞退届を提出していただきます。
- (3) 繰上げの場合の使用許可の期間は、許可の日から当該年度末の3月31日までとし、更新条件等は「5. 使用許可の期間」を原則として、詳細は協議により決定します。
- (4) 年度途中の繰上げにより設置期間が1年に満たない場合には、納付金の金額は日割り計算により算定し、使用料については月割計算(1カ月未満は1カ月とする。)により算定します。

21. 申請に関する問い合わせ及び提出先

白井市役所総務部公共施設マネジメント課管財班

〒270-1492

千葉県白井市復1123

TEL047-401-6243